

第 1 5 号議案

京都地方税機構規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、京都地方税機構規約を次のとおり変更する。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

京都地方税機構規約の一部を改正する規約

京都地方税機構規約（平成21年8月5日総行市第154号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき軽自動車税（地方税法第442条第2号に規定する軽自動車及び同条第4号に規定する二輪の小型自動車に限る。以下同じ。）に係る申告書等のデータ作成及びこれに関連する事務

第5条第1号中「前条第1号、第2号及び第5号に掲げる事務」を「前条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事務」に改める。
別表中第3項を第4項とし、同項の前に次のように加える。

3 第4条第2号に掲げる事務に要する経費	市町村の負担金	基本負担額	経費の額の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		人口割額	経費の額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
		申告書等処理件数割額	経費の額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都市を除く京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額
		課税台数割額	経費の額の100分の47.5の6分の1に相当する額に当該市町村の軽自動車税の課税台数を京都市を除く京都府内の市町村の軽自動車税の課税台数で除して得た数を乗じて得た額

別表備考2の次に次のように加える。

- 3 第3項に規定する経費及び申告書等処理件数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の施行の日から平成28年4月1日までの間は、この規約による変更後の京都地方税機構規約第4条第2号の規定にかかわらず、同号に規定する広域連合の処理する事務は、同号に規定する事務の準備行為とする。
- 3 前項の準備行為に係る経費の支弁の方法については、なお従前の例による。

京都地方税機構規約の変更について

- 1 京都地方税機構が処理する事務に、新たに軽自動車税に係る賦課事務のうち申告書等のデータ作成及びこれに関連する事務を追加すること。
- 2 今回新たに追加する事務に要する経費について、構成団体間の負担割合を定めること。
- 3 この規約は、総務大臣の許可の日から施行すること。